

基金運用の基本方針

1. 目的

この方針は、基金運用に関わる活動の原則及び管理方針を定めて、安全かつ効果的に管理及び運用を行うための基本方針を定めるものとする。

2. 資金運用の原則

(1) 資金の目的に応じた運用

① 積み立て型基金及び1年以上保有出来る資金

取崩時期が設定出来るものは、その時期を目処に金融商品で運用するが、取崩時期が定まらない場合は、収益確保のため、資金の一部について、中期、長期及び超長期商品での運用並びに債券入れ替えによる売却益の確保を図る。

(積み立て型基金は、積み立てた原資金と収益を、特定の目的のため処分するときは、歳入予算に繰り入れる。)

② 定額運用基金

流動性確保を一義的な目的として、決済用預金を基本に運用する。

(特定の目的のため、基金から直接貸付及び直接償還させる等、原資金の範囲内で経理する。)

③ 果実運用型基金

収益確保を一義的な目的として、長期・超長期債券を基本に運用し、より収益性の高い商品の購入及び売却益確保のため、随時入れ替えを図る。

(果実運用型基金は、収益を積み立てることなく、特定の目的のための事務事業の財源とする。)

④ 金融商品

安全性及び効率性を確保するため、次の金融商品で運用する。

なお、当面、緊急的な財政支出に備え、定期預金等による流動性を確保していく。

ア 預金

決済用預金、定期預金、

イ 有価証券

満期まで概ね30年以内の次の債券に限る。

- ・ 日本国債
- ・ 地方債
- ・ 政府関係機関債（政府保証債・財投機関債※）

※財投機関債は金融庁登録のいずれかの信用格付業者による格付 AA 以上のものに限る。

3. 金融商品保管の原則

(1) 預金解約又は債券売却は、次の場合に行うものとする

- ① 資金の安全性を確保するために必要な場合
- ② 流動性を確保するために必要な場合
- ③ 収益性向上のために、金融商品の入れ替えを行う場合

4. 債券の運用指針

(1) 取得方法

市長の決裁を受けた後、証券会社・取扱金融機関との相対取引、又は複数の証券会社・取扱金融機関による引き合いのいずれかにより、確実かつ効率的な方法で債券取得を行う。

(2) 償却の方法

① 経過利息の償却方法

ア 既発債の購入日が利払い日の前であった場合等には、売り手の保有日数に応じて経過利息を払うが、当該債券の最初の受取利息の中から経過利息相当額を直接基金に入れることにより、経過利息の償却を行う。

② オーバーパー（額面超過額）債券の額面超過の償却方法

ア 額面超過額は、満期までの受取利息で償却を行う。

イ 債券入れ替えの場合は、受取利息のみで額面超過額に達しなければ売却益を使用して、額面超過額の償却を行うことができる。

③ 売却損失の処理方法

ア 売却損失は、一括運用する基金の運用収益を使用して償却をすることが出来る。

(3) 債券台帳の記載事項

① 購入時

債券の銘柄、約定日、額面、購入価格、クーポン（表面利率）、利回り発行日及び償還日、金利支払日、100円当たり単価、経過利息、発注業者、口座管理業者。

② 売却時

約定日、売却金額、売却単価、所有期間利回り、受渡日、経過利息発注業者、売却理由。

(4) 債券の収益性の評価基準

債券の効率的な運用実現のためには、予算単年度主義による短期的な損益の成果追求ではなく、経営的な視点による、複数年度を通算した損益による収益性の評価が必要である。

債券を満期保有した場合も債券を売却した場合も、収益性の評価はともに単年度損益でなく、所有期間を通じた利回りの多寡によるものとするが、債券入れ替えを行う場合は、新たに取得する債権の所有期間利回りを含めて収益性の評価を行う。

5. その他

この方針は、必要に応じて恵那市公金管理運用委員会に諮り見直すものとする。

附 則

この方針は、平成27年11月17日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年12月2日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年6月12日から施行する。